

I 栄養管理

A 基本的な考え方

1 特別治療食の目的

病院等医療機関に入院中の患者に提供される特別治療食は、さまざまな栄養素等のなかからエネルギーや特定の栄養素等の制限、あるいは付加による多量の給与により疾病治療に直接かわることを目的とした治療食である。

エネルギーや特定の栄養成分などがコントロールされた治療食の提供によって、適応する疾病の治療に貢献しようとするものであり、患者の病状などを勘案して医師が発行する食事箋または栄養管理計画に基づいて調製される。

■糖尿病の患者を対象とする治療食(エネルギーコントロール食)は、生涯にわたり適正なエネルギーや栄養素の摂取を継続することによって、病状を抑えるとともに網膜症、糖尿病性腎症、神経障害および動脈硬化症などの続発を予防し、糖尿病であっても健康的で充実した人生が送れるようにすることを目的として提供される。

■腎臓病の患者を対象とする治療食(たんぱく質・塩分コントロール食)は、腎炎やネフローゼ症候群、および腎不全などの全身性または代謝性の諸症状や、機能が低下した腎臓に対して、たんぱく質や塩分、エネルギーを適切にコントロールして提供することにより、病気の進行や悪化の抑制、または合併症の予防に役立てることを目的として提供される。

■外科領域の患者を対象とする治療食は、術前・術後の栄養状態が回復に大きく影響を及ぼすことから、術前では低栄養状態の改善と栄養状態悪化の防止を目的とし、また、術後においては手術時の侵襲に伴うミネラルおよび水分出納のアンバランスを是正するとともに、消耗した体たんぱく質などの回復を図るためのエネルギー、たんぱく質などを補給し、全身の栄養状態の改善を目的として提供される。近年、経管栄養法および中心静脈栄養法を主体とした外科領域の栄養療法の進展はめざましい。

以上のように、特別治療食提供の目的は必ずしも一定ではない。

2 特別治療食における食事摂取基準の原則

入院患者に提供される特別治療食の食事摂取基準は、基本的には年齢、性別、身体活動レベルおよび病状などに基づいて、患者一人ひとりについて算定されるべき性質のものであり、一般治療食喫食患者と何ら変わることはない。したがって、特別治療食を喫食している患者の食事摂取基準についても、医師が一人ひとりの患者の状況に応じて算定した食事箋または入院診療計画書に添付する栄養管理計画により指示される食事摂取基準を原則とすることとされている。

B 食事基準

1 食事摂取基準の実際

特別治療食における食事摂取基準取り扱いの原則は、前述したとおりである。しかし、病院等医療機関における食事摂取基準の取り扱いには、効率的な栄養管理をめざしてさまざまな工

夫がはらわれている。

病院等医療機関における入院時食事療養制度のもとでは、特別治療食を必要とする患者については、主治医が発行する「食事箋」または栄養管理計画に基づき、適切に栄養管理された治療食が提供されなければならないと規定され、食事療養を担当する栄養士が精度管理に努めている。

発行される「食事箋」には、特別治療食を必要とする疾病名とともに年齢、性別、身体活動レベルおよび病状などに基づいて、一人ひとりの患者ごとに算定された食事摂取基準量(病院等医療機関の栄養部門などでは「指示栄養量」とよばれている)の記録が必要とされている。また、病棟においてNSTなど医療チームのスタッフとして参加している管理栄養士などが行った栄養アセスメントの結果が反映される機会が増え、医療チームの管理栄養士が中心になって「栄養管理計画」を発行するケースが増加している。

特別治療食の種類(一般には、「食種」とよばれている)によってコントロールの対象となる栄養素等は異なるが、各種の特別治療食に共通して必要とされる栄養素などには次のようなものがある。

エネルギー	(kcal)	PFC比
たんぱく質	(g)	
脂質	(g)	SMP比、n-3系およびn-6系脂肪酸比
炭水化物	(g)	
食塩相当量	(g)	

そのほか、疾病によっては、貧血症患者に対する鉄や、脂質異常症患者に対する食物繊維など、特有の栄養成分についても指示が行われている。

2 食事基準の設定

入院時食事療養制度における特別治療食については、一般治療食の場合のような食事摂取基準の取り扱いに関する規定はない。

多くの病院等医療機関においては、医師が行う事務処理を軽減すること、また、栄養部門における栄養管理と治療食の調製を効率的に行うことを目的とした特別治療食食事基準(一般には、「約束食事箋」とよばれている)を事前に設定しておき、主治医または栄養管理計画ではこれに基づいて適応する治療食の指示を行っている。

特別治療食の食事基準は、医師や管理栄養士などによる症例研究の成果や学術文献などを参考にし、各診療科と栄養部門との協議により「食事基準(案)」を作成し、一般治療食と同様の手続きを経て決定されている。

C 食品構成

■入院時食事療養における特別治療食献立は、病院等医療機関ごとに「特別治療食食事基準」において設定されている栄養基準量が、適切に充足されるものでなければならない。

特別治療食の対象となる患者の栄養管理は、疾病別または対象栄養成分別に行われている。このため、一般治療食よりも多様な献立が必要となっている。また近年、患者のQOLを尊重したサービスへの配慮が重要視されるようになり、病状や摂食障害の程度とともに、入院前の食生活や食歴などに由来するニーズに応える、個人対応による治療食献立が広範に導入されてきた。

多様化し増大する特別治療食献立関連の業務を効率的に処理するためには、疾病別または対象栄養成分別に設定されている「食事基準」に適切した「食品構成」の策定が必要になる。